

17. 都市災害復旧事業各様式

1. 公園（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づくもの）	
①様式1 被災状況報告	121
②別記様式1 被害報告表	122
③様式第一 災害報告書	124
④様式3 事前打合せ書	125
⑤様式4-1、4-2 国庫負担申請書	126
⑥様式第二 目論見書	128
⑦別記第二 災害総計表	129
2. 都市排水施設等（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づくもの）	
①様式1 被災状況報告	131
②様式第1 都市災害報告表	132
③様式第2 都市施設の災害	133
④様式11-1、11-2、11-3 事前打合せ書	134
⑤様式12-1、12-2 国庫補助申請書	137
⑥様式第二 目論見書	139
⑦別記第二 災害総計表	139
3. 着工報告	
①着工届（着工報告、内訳書、チェックリスト、変更設計書）	141
4. 交付申請様式	
①申請書（大臣宛）	146
②申請書（知事宛）	146
③様式1-2 申請（決定）額表	147
④様式1-3 箇所別表	148
5. 変更上申書様式	
①変更上申書（大臣宛）	150
②変更上申書（知事宛）	151
6. 成功認定様式	
①都市災様式1 一部成功認定申請書（大臣宛）	153
②都市災様式1 一部成功認定申請書（知事宛）	153
③都市災様式1 全部成功認定申請書（大臣宛）	154
④都市災様式1 全部成功認定申請書（知事宛）	154
⑤都市災様式2 工事台帳	155
④都市災様式3-1 一部成功表	156
④都市災様式3-2 全部成功表	157
⑤都市災様式4 受け入れ額調書	158
7. その他	
①災害査定野帳の作成	160
②様式15 検査調書	162

1. 公 園

(公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づくもの)

様式 1 (規格A4横)
被災状況報告書(第 報)

都道府県・市名: _____

被災日時: _____

担当者氏名(TEL): _____

異常要因: _____

施設名	所在地	管理者	被災概要等	応急復旧状況等	被災金額(千円)	備考
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無
						図面添付: 有・無 写真添付: 有・無 参考資料: 有・無

様式 3

(規格A 4 縦)

申請者 決 済 欄	主管 部長		主管課長		補佐す るもの		市町村長		補佐す るもの	
国土交通省 決 済 欄	課長		専門官		総 括 査定官		査定官		補 佐	係
平成 年災害復旧事業事前打合せ書										
都 道 府 県 又 は 市 町 村					協議出席者名					
協 議 年 月 日										
被 災 年 月 日										
被災原因及び気 象資料観測箇所					測量及び試験費 (調査内容)					
工 種					河川・路線名					
工事施工位置										
記 号					査定前着工の有無					
工 事 の 設計概要	復旧延長L =						被害報告額	申請予定額		
協議の平面及び標準横断図										
協議意見										

(注) 1 記号欄には、2億円以上は「億」、一定災は「定」、1,500万円以上は「千」、その他は「他」と記入すること。

2 申請予定額欄の上段は、内未成額又は内転属額を () 内書とすること。

※協議書の鏡は不要。

国庫負担申請

【申請書類】

国庫負担申請に必要な添付書類は、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令」第6条第1項、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法制行規則」第5条、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法事務取扱要領」第18条の規定により、次の書類を作成し提出する。

1. 国庫負担申請書(様式4-1、様式4-2)
2. 目論見書
3. 設計書
4. 箇所図(管内図又は国土地理院刊行の縮尺五万分の一地図)
5. 気象資料
6. 原因状況資料
7. 災害総計表
8. 設計書添付図面
 - 平面図(縮尺五百分の一～千分の一の実測図)
 - 横断図(縮尺百分の一の実測図)
 - 縦断図(縮尺縦百分の一、横千分の一程度の実測図)
 - 構造図(縮尺二十分の一、五十分の一)
 - その他(建築工事等の必要な図面で縮尺百分の一～二百分の一)
9. 写真(被災状況が明確に判断できるものを添付すること。)

【書類作成の注意】

上記書類の作成及び提出期限については、都市環境課公園緑地グループより別途指示をしますので、注意すること。

【書類の作成及び記入要領】

1. 国庫負担申請書は、国土交通大臣あて(様式4-1)及び北海道知事あて(様式4-2)の2種類を作成すること。
2. 国庫負担申請書の申請文の内、『……に対する第●次査定……』の●部分は、都市環境課公園緑地グループで記入するので1文字分のスペースを空けること。
3. 目録見書は、都市名、公園名、申請額、設計概要、経済効果、異常気象、摘要のみを記入し提出すること。
4. 目論見書の箇所名は条例と一致させること。
5. 目録見書の数量欄は、記入漏れのないように注意すること。
6. 目録見書の工事費欄は、本工事費と工事雑費の計を記入すること。

様式4-1

(規格A4縦)

	第	号
	平成	年 月 日
国土交通大臣 氏 名 様		
	市町村長 氏 名	印

平成 年発生公共土木施設災害復旧事業の国庫負担申請について

平成 年発生公共土木施設災害復旧事業に対する第 次査定を受けたいので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式4-2

(規格A4縦)

	第	号
	平成	年 月 日
北海道知事 氏 名 様		
	市町村長 氏 名	印

平成 年発生公共土木施設災害復旧事業の国庫負担申請について

平成 年発生公共土木施設災害復旧事業に対する第 次査定を受けたいので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第二

(規格A 4横)

目 論 見 書

(単位：円)
(市町名 ○○町)

工事番号	都市名	公園名	位 置		申 請 額		決 定 額		緊急順位	概 要	経済効果	異常気象	摘要
			郡市	大字	工事費	内転属又は内未成	工事費	内転属又は内未成					
1	○ 町	○○○ 河畔公園	○ 郡	○ 鳥	13,013,000					復旧延長 ソフトボール場 砕土・整地工 種子吹付工 運搬捨土 サッカー場 砕土・整地工 種子吹付工 L=370m A=13,670m ² A=13,670m ² V=110m ³ A=7,140m ² A=7,140m ²	公園面積 31.5ha 利用者数 10万人/年	8 ・ 27-30 豪雨 98375	2-1
				○ 里									
				○ 町									
2	○ 町	△△△ 河川緑地	○ 郡	○ 宮	16,285,000					復旧延長 砕土・整地 種子吹付工 掘削工 補足砂 L=260m A=20,300m ² A=20,300m ² V=82m ³ V=77m ³	公園面積 30.3ha 利用者数 22千人/年	8 ・ 27-30 豪雨 98375	2-1
				○ 戸									
				○ 町									
3	○ 町	☆☆☆ 河川緑地	○ 郡	○ 本	14,811,000					復旧延長 グリーンダスト舗装 グリーンダスト路盤工 レンガブロック舗装 ダスト舗装 アスファルト舗装 張芝 L=165.9m A=2,940m ² V=590m ³ A=15m ² A=310m ² A=7m ² A=44m ²	公園面積 5.9ha 利用者数 3500人/年	9 ・ 15-17 豪雨 及び 台風5号 98405	2-1
				○ 町									
				○ 町									
合計					44,109,000								

備考 1 「異常気象」欄には、気象コード、被災年月日、異常気象名を記載すること。

2 「摘要」欄の記載は、次によること。

(1) 総合単価を使用したものについては、「◎」を記載すること。

(2) 内転属又は内未成額のあるものについては、それらに係る前災の発生年及び工事番号を記載すること。

別記第二

第2表 (下水道・公園)

市町村名：〇〇市 〇次査定

災害総計表 (平成〇〇年災害)

(単位：千円)

工 種	都 道 府 県				市 町 村				計					
	申 請		決 定		申 請		決 定		申 請		決 定			
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額		
下 水 道														
公 園														
計														
うち 離 島 分 (奄美群島等を含む)														

備 考

- 1 金額欄の上段には総額を、中斷には内未成額又は内転属額を、下段には差引額 (総額から内未成額又は内転属額を控除した額) を記入すること。
- 2 保留とされた箇所に係るものは計上しないこと。ただし、保留解除が行われ、当該箇所について工事費が決定されたときは記載事項を変更すること。この場合、変更部分について変更前を赤色で、変更後を黒色で記載すること。
- 3 第二次以後の査定においては、当該査定に係る表と当該査定までの全ての査定の表を作成すること。

2. 都市排水施設等

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づくもの)

①様式 1 被災状況報告

公園（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づくもの）を準用のこと。

様式第1
(規格A4 縦)

国土交通省 都市局長 あて
(北海道知事)

番 号
年 月 日

北海道知事 氏 名
(市町村長)

都市災害報告書

平成 年 月 日から 月 日までの〇〇〇により都市施設に下記の通り災害が発生しましたので報告します。

記

災害発生年月日、災害原因、災害時の気象状況等

災害発生年月日	年 月 日	波	メートル
災害原因	〇号台風	高水	メートル
日雨量(年月日)	ミリメートル	位	メートル
時間雨量 (月日時～時)	ミリメートル	(指定警戒水位) 台風の中心示	ヘクトバ斯卡ル 時頃 余震 回
連続雨量 (月日時～時)	ミリメートル	度初震月日	時頃
風速	ミリメートル	終震月	
風向	メートル 〇〇風	日震度	
潮位	メートル	震源地	

- 備考 (1) 記載すべき必要のない事項は、省略すること。
- (2) 「災害発生年月日」「災害原因」以外の事項については、観測地点を記載すること。
- (3) 「水位」は、河川敷公園等河川に係る施設の場合に記入し、河川名も記入すること。
- (4) 必要に応じ、記載事項を細分し、又は記載事項以外の事項を記載すること。

様式第2
(規格A4 縦)

都 市 施 設 の 災 害

(金額の単位：千円)

区 分	都 市 名	前回までの報告分		今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計		摘 要
		自 月 日 至 月 日の災害		自 月 日 至 月 日の災害				
		箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	
都 市 施 設								
街 路								
うち街 路								
うち鉄道施設								
都 市 排 水 施 設 等								
うち都市排水施設								
うち広 場 等								
堆積土砂排除事業								
計								

- 備考 (1) 1箇所の被災額が都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)に係るものにあつては120万円に、市町村(指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までの組合(第1項のものは市町村のみが設けたものに限る。))を含む。)又は土地区画整理組合に係るものにあつては60万円に満たないものは、この表に計上しないこと。
- (2) 必要に応じ、記載事項欄を細分し、又は記載事項以外の事項の欄をもうけること。
- (3) 本表には、箇所別内訳を添付すること(様式は本様式に準じて適宜作成すること。))。
- (4) 鉄道施設の被災額については、補助対象となる地方公共団体等の負担分を記載するほか、「うち鉄道施設」の欄の鉄道事業者負担分も含めた全体被災額を上段に括弧書きで記載すること。

様式11-1
 (規格A4 縦)

第 号
 平成 年 月 日

北海道建設部長 氏 名 様

市町村長 氏 名 印

平成 年災害復旧事業事前打合せ書

公共土木施設について災害が発生したので、関係書類を添えて、下記のとおり打合せします。

記

番号	記号	工種	施設名	施工位置	工事費 (千円)	工事概要	被災年月日 及び 被災原因	査定前 着工の 有無

第 号
平成 年 月 日

国土交通省 都市局都市安全課長 氏 名 様

北海道建設部長 氏 名 印

市町村長 氏 名 印

平成 年災害復旧事業事前打合せ書

公共土木施設について災害が発生したので、関係書類を添えて、下記のとおり打合せします。

記

番号	記号	工種	施設名	施工位置	工事費 (千円)	工事概要	被災年月日 及び 被災原因	査定前 着工の 有無

様式11-3
(規格A4 縦)

課長		調整官		課長補佐		係長		係	
----	--	-----	--	------	--	----	--	---	--

平成 年発生災害 事前打合せ調書

都道府県市町村名		申請年月日	平成 年 月 日	
受付年月日	平成 年 月 日	申請番号	第 号	
受付	国土交通省 第 号	協議出席者名		
協議年月日	平成 年 月 日			
被災年月日	平成 年 月 日			
被災原因及び 気象資料 観測箇所		測量及び試験費 (調査内容)		
工種	公園	河川・路線名等		
工事施工位置				
工事の 設計概要			被害報告額	申請予定額
			千円	千円
協議の平面及び標準横断面図				
協議意見				

国庫補助申請(都市排水施設等)

【申請書類】

国庫補助申請に必要な添付書類は、都市災害復旧事業事務取扱方針附則2(「公共土木施設災害復旧事業国庫負担施行令」第6条第1項、「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法制行規則」第3条、「公共土木施設災害復旧事業国庫補助法事務取扱要領」第18条)の規定により、次の書類を作成し提出する。

1. 国庫補助申請書(様式12-1、様式12-2)
2. 目論見書
3. 設計書
4. 箇所図(管内図又は国土地理院刊行の縮尺五万分の一地図)
5. 気象資料
6. 原因状況資料
7. 災害総計表
8. 設計書添付図面
 - 平面図(縮尺五百分の一～千分の一の実測図)
 - 横断面図(縮尺百分の一の実測図)
 - 縦断面図(縮尺縦百分の一、横千分の一程度の実測図) 構造図(縮尺二十分の一、五十分の一)
 - その他(建築工事等の必要な図面で縮尺百分の一～二百分の一)
9. 写真(被災状況が明確に判断できるものを添付すること。)

【書類作成の注意】

上記書類の作成及び提出期限については、都市環境課公園緑地グループより別途指示をしますので、注意すること。

【書類の作成及び記入要領】

1. 国庫補助申請書は、国土交通大臣あて(様式12-1)及び北海道知事あて(様式12-2)の2種類を作成すること。
2. 国庫補助申請書の申請文の内、『……に対する第●次査定……』の●部分は、都市環境課公園緑地グループで記入するので1文字分のスペースを空けること。
3. 目録見書は、都市名、公園名、申請額、設計概要、経済効果、異常気象、摘要のみを記入し提出すること。
4. 目論見書の箇所名は条例と一致させること。
5. 目論見書の数量欄は、記入漏れのないように注意すること。
6. 目論見書の工事費欄は、本工事費と工事雑費の計を記入すること。

様式12-1
(規格A4縦)

第 平成 年 月 日
国土交通大臣 氏 名 様
市町村長 氏 名
平成 年発生都市災害復旧事業の国庫補助申請について
平成 年発生都市災害復旧事業に対する第 次査定を受けたいので、都市災害復旧事業事務取扱 方針附則2(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条第1項)により関係書類を添えて 申請します。

.....
様式12-2
(規格A4縦)

番 平成 年 月 日
北海道知事 氏 名 様
市町村長 氏 名
平成 年発生都市災害復旧事業の国庫補助申請について
平成 年発生都市災害復旧事業に対する第 次査定を受けたいので、都市災害復旧事業事務取扱 方針附則2(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条第1項)により関係書類を添えて 申請します。

⑥様式第二 目論見書

公園（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づくもの）を準用のこと。

⑦別記第二 災害総計表

公園（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づくもの）を準用のこと。

3 . 着工報告

着 工 報 告

着工報告についての法令上の規定はないが、北海道として災害復旧事業の実施状況を把握する必要があるため、市町村長は、契約後速やかに着工報告（1部）を知事宛に提出する。

第 ○ ○ ○ 号
○○年○○月○○日

北海道知事 氏 名 様

○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

着 工 報 告 に つ い て

下記災害復旧工事の着工について、関係書類を添えて報告します。

記

年災	工事番号	工種	決 定 額 A	実施設計額 B	差 額 (B-A)C	増 減 率 (C/A)D	設 計 概 要
			円	円	円	%	
					0	0.0	
							<small>上段:工雑含み額 下段:工雑控除額(国庫負担対象額)</small> <small>上段:決定(黒色) 下段:変更(赤色)</small>
合 計			円 0	円 0	円 0	% 0.0	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>上記災害復旧工事実施設計書確認済</p> <p>意見、条件</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>○○建設管理部 地域調整課</p> <p>主査(品質・技術指導) ○○ ○○ 印</p> </div> </div>							

別記3

設 計 変 更 処 理 の 内 訳 書

	内 訳	年 災 ・ 番 号	摘 要
1. 設計変更の処理	(1) 大臣の承認		
	(2) 市町村長限りで処理		
2. 設計変更の申請等手続き	承認月日 (年 月 日)		
3. 設計変更の内容	(1) 歩掛・単価の更正		
	(2) 延長又は数量の変更		
	イ. 違算又は誤測の訂正		
	ロ. 状況の変化による		
	(3) 工法の変更		
	(4) 他費との合併施行		
	(5) その他		

着工報告チェックリスト(都市環境課用)

年災 第 号

着工報告提出調書に添付のこと

1	着工報告書	有 無	指示事項:	
2	設計変更処理の内訳書	有 無	指示事項:	
3	変更対照表	有 無	指示事項:	
4	実施設計工事費内訳書	有 無	指示事項:	
5	査定設計書鏡&付箋紙	有 無		
6	査定年月日			
7	建設管理部(技術)確認年月日			
8	入札予定年月日 工 期			平成 年 月 日~平成 年 月 日
	発注時期決定の理由			
	現場条件による 変更の用意の有無	有 無		
9	大臣変更申請書	有 無	国土交通省 受付年月日	

10	変 更 内 容 の 確 認	下記項目の詳細な記述は、災害手帳第3章第2節を参照。			
		①最低限度額60万円以上(実施設計)	YES	NO	
		②3割を超える事業費の増減	YES	NO	
		③10,000(OR 3,000)千円を超える事業費の増減	YES	NO	
		④2割を超える単価の増減	YES	NO	
		⑤本体の工法変更を伴う水勢及び地形変動	YES	NO	
		⑥水勢及び地形変動による延長の2割15mを超える増減	YES	NO	
		⑦新工種の追加	YES	NO	
		⑧根固又は法覆ブロック等の効用の増減	YES	NO	
		⑨本体の工法変更を伴う推定岩盤線の変更	YES	NO	
		⑩本体の工法変更を伴う基礎形式の変更	YES	NO	
		⑪本体の工法変更を伴う誤測	YES	NO	
		⑫本体の工法変更を伴う杭形式又は寸法の変更	YES	NO	
		⑬本体の工法変更を伴う遠心力RC管継手の変更	YES	NO	
⑭合併施行あるいは他費合冊発注	YES	NO			

建設管理部(技術)記入欄

市町村記入欄

※ 現場条件により設計変更を行う場合は、再度、建設管理部の確認を受け、着工報告再申請あるいは大臣変更等の手続きを行うこと。

その際、当初報告の当調書を必ず添付すること。

4 . 交付申請様式

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

平成 年度都市局所管補助金交付申請書

平成 年度都市局所管補助事業について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて、別紙のとおり、申請します。

都市災害復旧事業 〇件

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平成 年 月 日

北海道知事 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

平成 年度都市局所管補助金交付申請書

平成 年度都市局所管補助事業について、補助金の交付を受けたいので別紙申請書を提出します。

都市災害復旧事業 〇件

様式1-2

申請

平成 年度補助金交付 額表
決定

事業主体名 ○○市

(単位:千円)

番 号	補 助 事 業 等 名 称			補 助 金 額	摘 要	
	事 業 名	都 市 名	箇 所 名			
1	河川等災害復旧事業費	都市災害復旧事業費補助	○○市	○○公園	1,234	
2	河川等災害復旧事業費	都市災害復旧事業費補助	○○市	○○公園	1,234	
	合 計				2,468	

様式 1 - 3

平成 年度補助事業箇所別（交付申請）

（単位：千円）

番号

補助事業等の名称／目的及び内容		補助金の算出方法	
事業名	都市災害復旧事業費補助	事業費（C）	1,542
箇所名	〇〇公園	控除額（D）	0
事業認可告示年月日		補助基本額（E）=（C）-（D）	1,542
事業施行期間	平成〇〇年度	補助率	4/5
工事施行延長又は面積		補助金額（F）	1,234
用地面積及び物件戸数等		事務費の算出方法	
事業完了予定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	事務費（B）	0
経費の配分		控除額（G）	0
本工事費	1,234	補助対象分（H）=（B）-（G）	0
附帯工事費	0	補助限度額（I）	
測量設計費	0	摘 要	
		・契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
工事費計（A）	1,234		
事務費（B）	0		
事業費（C）=（A）+（B）	1,234		

5 . 變更上申書様式

〇〇〇 第 〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 氏 名 様

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

〇〇年災公共土木施設災害復旧事業に伴う設計変更上申について

このことについて、次のとおり設計変更を要するので、関係書類を添えて上申します。

記

設計変更工事番号	第〇〇〇号
	第〇〇〇号

上記災害復旧工事実施設計書確認済

〇〇建設管理部事業室地域調整課

主査(品質・技術指導) 〇〇 〇〇 印

〇〇〇 第 〇〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 氏 名 様

〇〇市（町村）長 〇〇 〇〇 印

〇〇年災堆積土砂排除災害復旧事業に伴う設計変更上申について

このことについて、次のとおり設計変更を要するので、関係書類を添えて上申します。

記

設計変更工事番号 第〇〇〇号
第〇〇〇号

上記災害復旧工事実施設計書確認済

〇〇建設管理部事業室地域調整課
主査（品質・技術指導） 〇〇 〇〇 印

6 . 成功認定様式

都市災様式 1

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平 成 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇年度施行公共土木施設災害復旧事業の一部成功認定申請書

〇〇年度施行公共土木施設（公園）災害復旧事業の一部成功認定について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 1 条の規定により、別冊のとおり申請します。

都市災様式 1

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平 成 年 月 日

北海道知事 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇年度施行公共土木施設災害復旧事業の一部成功認定申請書

〇〇年度施行公共土木施設（公園）災害復旧事業の一部成功認定について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 1 条の規定により、別冊のとおり申請します。

注) 一部成功認定の申請において、繰越事業がある場合は、標題を「〇〇年度施行（繰越分）公共土木施設災害復旧事業の一部成功認定申請書」とすること。

都市災様式 1

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平 成 年 月 日

国土交通大臣 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇年災公共土木施設災害復旧事業の全部成功認定申請書

〇〇年災公共土木施設（公園）災害復旧事業の全部成功認定について、公共土木施設
災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 1 条の規定により、別冊のとおり申請します。

都市災様式 1

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
平 成 年 月 日

北海道知事 氏 名 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇年災公共土木施設災害復旧事業の全部成功認定申請書

〇〇年災公共土木施設（公園）災害復旧事業の全部成功認定について、公共土木施設
災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 1 条の規定により、別冊のとおり申請します。

公共土木施設災害復旧事業工事台帳

(北海道(市町村))

発生年	完了年度	箇所名	工事費	申請額	査定決定額	実施設計額 (うち国費対象設計費)	契約者名	契約日 (変更契約日)	当初工期 (変更工期)	工事請負額 (うち国費対象請負費)	変更工事請負費 (うち国費対象請負額)	変更理由	工事支出状況
			本工事費	7,013,000	7,010,000	7,329,000 (7,010,000)	〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	H . . .	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	6,993,000 (6,992,500)			前金払: 0 平成 年 月 日 6,993,000 平成 年 月 日
〇〇	〇〇	〇〇公園	工事雑費								0 (0)		
			計	7,013,000	7,010,000	7,329,000 (7,010,000)					0 (0)		
			本工事費										
			工事雑費								0 (0)		
			計	0	0	0 (0)					0 (0)		
			本工事費										
			工事雑費								0 (0)		
			計	0	0	0 (0)					0 (0)		
			本工事費										
			工事雑費								0 (0)		
			計	0	0	0 (0)					0 (0)		

備考

1. 設計変更の同意を得たものについては、その文書番号及び年月日を「変更理由」欄に記載すること。
2. 「工事支出状況」欄には、前金払、竣工払等の日付、金額、完成検査日を記載すること。
3. 「完了年度」欄は、一部成功認定の場合は、実施年度を記載すること。

〇〇年度公共土木施設災害復旧事業一部成功表

北海道（市町村）工事

(単位：円)

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担精算額 C	既精算額 D	今回精算額 (C-D)	国庫負担受入額	既還額	今回要返還額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A-B)								
合計												

備考

- 1 廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。
- 2 負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。
- 3 「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。
- 4 「工事費A」、「残存物件等評価額B」及び「国庫負担金精算額C」欄には、当該年度までの累計金額を記載すること。
- 5 「既精算額D」欄には、当該年度の前年度までの累計精算額を記載すること。
- 6 「工事費A」欄には、「国庫負担金精算額C」にかかる当該年度までに執行した前金払、竣功払等の国費対象額を記載すること。

〇〇年災公共土木施設災害復旧事業全部成功表

北海道(市町村)工事

(単位:円)

施設箇所名	決定工事費	国庫負担基本額			負担率	国庫負担金精算額	国庫負担金受入額	既還額	今回要返還額	摘要
		工事費 A	残存物件等評価額 B	差引計 (A-B)						
合計										

備考

- 1 廃工した工事があるときは、その箇所数及び決定金額をそれぞれの欄に外書きすること。
- 2 負担金の返還を生じたときは、その返還の原因を明らかにする関係書類を添付すること。
- 3 「決定工事費」欄には、査定決定額から工事雑費を除いた額を記載すること。
- 4 「工事費A」欄には、工事請負額(最終額)における国費対象額を記載すること。

〇〇（年災／年度）公共土木施設災害復旧事業国費負担金受入額調書

（単位：円）

年災	交 付 決 定		受 入		受入未済額	摘 要
	年月日	金 額	年月日	金 額		
合 計						

備 考

- 1 標題については、一部成功認定の場合は、「年度」とし、全部成功認定の場合は、「年災」とすること。
- 2 「交付決定」欄は交付決定年月日ごとにその交付増減額を、また「受入」欄は受入年月日ごとに国費受入額を記入すること。
- 3 受入未済額に繰越額を含む場合は、繰越額（国費）を上段（ ）内書する。また、繰越以外の金額については、その理由を摘要欄に記載すること。
- 4 繰越事業（前年度からの）については、「交付決定」「受入」欄とも、当初から記入すること。

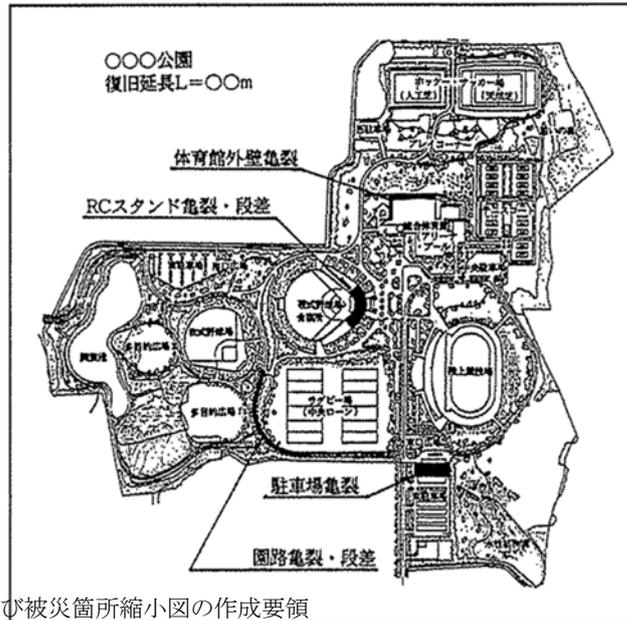
7. その他

災害査定野帳の作成

(野帳記入例)

平成〇年〇〇月〇〇日			
市町村工事			
〇 〇 (市) 町 村			
番 号	〇	緊急順位	実 ・ 机
工事名	〇〇〇〇公園 都市災害復旧工事		
	申 請	決 定	
工事費	24,335千円	千円	
内未成	千円	千円	
内転属	千円	千円	
内 仮	千円	千円	
(線 取 取 切)	復 旧 概 要	復旧延長 L = 449m	復旧延長 L = m
		細粒度AS A = 974m ²	細粒度AS A = m ²
		アス安定処理 A = 984m ²	アス安定処理 A = m ²
		路面整正 A = 910m ²	路面整正 A = m ²
		下層路盤工 V = 315m ³	下層路盤工 V = m ³
		凍上抑制層 V = 343m ³	凍上抑制層 V = m ³
		張芝工 A = 210m ²	張芝工 A = m ²
		コンクリート取壊工 V = 230m ³	コンクリート取壊工 V = m ³
		コンクリート工 V = 230m ³	コンクリート工 V = m ³
		ベンチ据付・撤去 L = 350m	ベンチ据付・撤去 L = m
	体育館外壁補修 A = 410m ²	体育館外壁補修 A = m ²	
条 件 等			
被災の原因及び状況			
平成〇年〇〇月〇〇日に発生した〇〇〇地震により、公園施設に損傷を受け、施設の機能を失った。			
(切 取 線)			

(被災箇所縮小図作成例)



※ 災害査定野帳及び被災箇所縮小図の作成要領

【災害査定野帳】

- 1 ワープロ等で作成すること。
- 2 日付は当該箇所の実地査定を受ける年月日を記入する。(日程表を見て必ず公園緑地係に確認すること。)
- 3 番号は公園緑地グループに確認して記入すること。
- 4 工事費は本工事費及び工事雑費の合計を記入し、国庫負担補助申請で提出した目論見書と一致する。
- 5 復旧概要は、国庫負担補助申請で提出した目論見書の内容と一致させる。

【被災箇所縮小図】

- 1 鮮明な原図を使用し作成すること。
- 2 公園名、復旧延長、被災箇所を必ず記入すること。
- 3 被災箇所を必ず赤色で着色すること。
- 4 査定野帳の復旧概要と被災箇所の明示を一致させること。

検 査 調 書

事業名		種別及び補助率		補助事業者名						
当初交付決定 年 月 日				着手年月日						
内 訳 (単位:円)										
区 分	本工事費	付 帯 工事費	測量及び 試験費	用地及び 補償費	當結費	工事雑費	小 計 (工事費)	事務費	計 (事業費)	摘 要
承認設計額										
最終実施額										
出来高金額										
内 訳	補助額									
	控除額									
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="margin-left: 100px;">平成 年 月 日</p>										
技 術 検 査	所 属									
	職・氏名									
事 務 検 査	所 属									
	職・氏名									

第 6 章 参 考 资 料

河川敷地の占用許可について

平成11年8月5日建設省河政発第67号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長
各都道府県知事あて建設事務次官通達
最終改正平成17年3月28日国河政第139号

(平成11年制定時の通達文)

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

記

一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成9年度には、河川法（昭和39年法律第167号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

- (1) 平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。
- (2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することが重要である。この点については、平成11年3月の第2次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。
- (3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。
- (4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

三 河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。
- (2) 平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。
- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないように、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

(平成17年一部改正時の通達文)

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成16年11月29日付け社会資本整備審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においては、河川空間を活用したまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、河川敷地の多様な利用について引き続き要望があることを踏まえ、占用施設について類型の追加・修正等を行うこと、包括占用者の許可対象範囲を広げることなど包括占用制度を改善すること、地元市町村の意見を聴くことについて河川行政実態に即した手続きの一部見直しを行うことなど河川敷地占用許可準則の一部を改める必要があるとされたところである。

(別紙)

河川敷地占用許可準則

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占用主体)

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 日本道路公団、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）

ホ 防犯灯

五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設

イ 河川教育・学習施設

ロ 自然観察施設

ハ 河川維持用具等倉庫

六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

イ 公共的な水上交通のための船着場

ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

ハ 荷揚場（通路を含む。）

ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

イ 通路又は階段

ロ いけす

ハ 採草放牧地

ニ 事業場等からの排水のための施設

八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。

3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。

- 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第九 河川敷地の占有は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

- 2 河川敷地の占有は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占有施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十 河川敷地の占有は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占有の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一 河川敷地の占有は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

- 2 河川敷地の占有は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占有の許可の期間）

第十二 占有の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占有施設に係る占有にあつては10年以内、同項第八号に規定する占有施設に係る占有にあつては5年以内で当該河川の状況、当該占有の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

- 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占有の許可の内容、条件、監督処分等）

第十三 占有の許可は、当該占有の期間内に当該占有の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

- 2 占有の許可には、水質保全、占有に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占有の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占有するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占有を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占有について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

（包括占用の許可）

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占有施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占有区域」という。）を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占有区域としてはならない。

（第十第1項に規定する計画等との調整）

第十七 包括占有区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占有区域の施設設置者による利用）

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占有区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占有施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占有区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占有区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占有区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占有区域の使用の具体的内容（設置する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。

一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意思表示により契約を解除できること。

（包括占有の許可の申請及び条件等）

第十九 包括占有の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占有施設に該当する施設の設置による包括占有区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占有の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

3 包括占有の許可をした場合には、当該包括占有区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占有区域における工作物の設置等の許可）

第二十 包括占有区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占有の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にすることもできるものとする。

3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。

5 前2項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

6 包括占有の目的に適合する駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

附則

(経過措置)

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができるものとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

公園緑地事業実務要領（平成29年度版）

平成29年9月発行

編集・発行 北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課 公園緑地グループ

〒060-8588 北海道 札幌市 中央区 北3条 西6丁目

電話：011-231-4111（内線29-615）FAX：011-232-0612

本書に引用させていただいております図表等は、作成元等にご理解いただくよう十分に注意を払っておりますが、一部に作成元不明等で手続きがされていない場合等、お気づきの際は、ご連絡を頂くとともに発行の趣旨をご理解いただき、なにとぞご容赦承りますようお願いいたします。